

第三十六号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金及び徴収金

(三) 債権の総額 百五十三万二百十四円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 四十五万三百八十円

債権発生日 平成二十六年二月六日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第七十八条

(二) 債権イ 債権の額 九万八百十円

債権発生日 平成二十六年二月六日

債権発生理由 生活保護法第七十八条

(三) 債権ウ 債権の額 六万九千六百十八円

債権発生日 平成二十七年一月二十六日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
債権コ	債権ケ	債権ク	債権キ	債権カ	債権才	債権工
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額
債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日
債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由
九万四千六百九十円	一万四千百八十四円	十九万六千七百七十七円	一万九千二百六十五円	六万四千八百八十四円	八万八千七百五十四円	十一万八千九百九十八円
令和二年七月二十一日	平成二十八年三月三十日	平成二十七年十一月二十五日	平成二十七年十月一日	平成二十七年九月三十日	平成二十七年一月二十六日	地方自治法施行令第五百五十九条
生活保護法第六十三条	生活保護法第六十三条	地方自治法施行令第五百五十九条	地方自治法施行令第五百五十九条	生活保護法第六十三条	地方自治法施行令第五百五十九条	

債権発生日 令和三年二月二十二日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

債権の額 二十万九千三百四円

債権発生日 令和四年二月二十二日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

債権の額 十一万三千百五十円

債権発生日 令和四年二月二十二日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和七年三月五日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。